

海難届出証明の前提

保海海第七十号
昭和26年2月28日

海事検査部長

船員法適用外船舶の海難証明について

首題の件につき1月26日付五、海海第128号をもって来照があったが、船員法適用外の小型船舶の海難証明については、貴見通り海難事実が確認し得る場合は今後と雖も廃止する意向はないが、その際の手数料はこれを賦課徴収すべき何等の法文上の根拠がないので手数料の徴収は不当でありその証明も「海難がありたることを証明する」こととするから了知ありたい。

昭和31年2月6日

四国海運局船員部労働基準課長殿

船員局労働基準課法規係長

船員法適用外船舶の海難証明について

船員法適用外船舶に対して海難証明をすることは差し支えないが、この証明は船員法施行規則第14条に基づくものではなく、専ら申請者の便宜のために行うものであるから、別紙参考の上、証明申請の方法、証明の文例等についても申請者と協議し適宜処理されたい。

員基第69号
昭和40年4月8日

海運局船員部長殿

船員局労働基準課長

船員法適用外船舶の海難報告に対する証明について

標記については、従来明確な根拠がないまま申請者の便宜のため、海運局事務所において事務を行ってきた。(昭和31年2月6日船員局労働基準課法規係長発四国海運局船員部労働基準課長あての指示は、昭和26年2月28日保海海第170号を根拠とし、船員法適用外船舶の海難報告に対し証明を与えることを是認している。)

しかし、船員法適用外船舶の海難報告に対して証明を与えることは、その所掌について問題があるのみならず他の船員法事務に支障をもたらす虞れもあるので、今後は海運局の事務所の船員法事務取扱窓口において、船員法適用外船舶の海難報告に対する証明は一切これを行わないこととするので了知の上、関係者に周知を図られたい。

なお、申請があった場合は、下記により取り扱われたい。

記

1. 日本船舶であって船員法第1条2項により船員法が適用されない船舶については、船舶所有者の住所又は事故発生地在市町村長に申請するよう指導すること。
2. 船員法の適用されない外国船舶にあつては、当該国の領事館に申請させること。当該国の領事館が本邦に派遣されていない場合は、最寄の領事館に申請するよう指導すること。

44い水第82号
昭和44年6月4日

運輸省船員局長 殿

いわき市長

船員法適用外船舶の海難報告取り扱いについて（照会）

このことについて、昭和40年4月8日付員基第69号貴局長名で船員法適用外船舶の海難報告は、市町村長に申請するよう関係者に通知してあるが、これが取り扱い上次の点について不明ですのでご教示願います。

記

（1）市町村長は、「届出があったこと」に対して証明することと思うが、これが法的根拠及び証明手数料の徴収の適否について

（2）市町村長の証明は、船主に対してのみで良いのかどうか及び海難審判庁（地方）に対する報告の必要性について

員基第255号
昭和44年6月18日

いわき市長 殿

運輸省船員局
労働基準課長

船員法適用外船舶の海難報告の取り扱いについて（回答）

昭和44年6月4日付44い水第82号をもって船員局長あて御照会ありました標記の件につきましては、当職の方から以下のとおり回答致します。

記

1 質問事項（1）について

昭和40年4月8日付員基第69号で船員法適用外船舶の海難報告については市町村長に申請するよう指導されたい旨関係者に指示したのは、船員法適用外船舶の海難報告の受理及びその証明事務が市町村の固有事務と解され、従って市町村長においてこれらの事務を行うことができると考えられるからであります。その法的根拠は、地方自治法第2条第2項（公共事務）に求められることができると考えます。

なお、その場合の手数料は、地方自治法第227条第1項及び第228条第1項の規定に従って徴収することができると解されます。

2 質問事項（2）について

海難報告の証明をどの範囲の者に対してするかは、当該市町村において決定できるものと解されます。なお、海難審判法（昭和22年法律第135号）第28条は市町村長が海難の事実を認知したときの地方海難審判庁（理事官）への報告義務を規定しています。

（参）水難救護法（明治32年法律第95条）第10条は、国の機関としての市町村長の遭難報告の受理及び認証について規定しています。